

(同一機関用)

## 誓約書

平成 年 月 日

姫路獨協大学長 様

所属

氏名 (自署)

印

私は、今後、文部科学省、厚生労働省、その他の公的機関等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、姫路獨協大学 (以下、「本学」という。) から配分される旅費及び委託研究費 (奨学寄附金、受託研究費等) を含む学内研究費、及び各種民間助成財団から配分される研究助成金 (以下、「研究費等」という。) 等の経費執行等について、本学の職員として、下記の条項を誠実に遵守することを誓約します。また、誓約事項に反する行為を行った場合は、法的責任および配分機関や本学の関係諸規程等に基づき、処分 (懲戒等) の対象となることに不服を申し立てません。

### 記

第1条 学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、良心と信念に従って、誠実に行動いたします。

第2条 国際的に認められた規範、規約及び条約等及び国内の法令、指針等並びに本学の諸規程等を遵守いたします。

第3条 研究活動の過程において、不正な行為は行わず、また加担しないことを約束いたします。

第4条 研究費等の原資が、学生納付金、国・地方公共団体等補助金、財団・企業等助成金及び寄付金等によって賄われていることを深く認識し、研究費等の適正な使用・管理に努めます。

第5条 配分された研究費等はその研究目的のみに使用いたします。

第6条 研究費等の使用に当たっては、関係法令、本学の関係諸規程等 (その補助金等の使用規程等) を遵守いたします。

第7条 研究費等に関する証拠書類等については、研究費等配分機関の要項及び契約書、並びに本学の経理諸規程等に基づき所定の期間、適切に管理・保存いたします。

第8条 万一、不正行為が判明し、研究費等配分機関からその研究費等の返還を求められた場合は、在職中、退職後を問わず自らが責任を持って対処し、本学には一切ご迷惑をお掛けしないことを約束いたします。

以 上